

【件名】

中野区個人情報保護審議会委員の委嘱について

【要旨】

中野区個人情報の保護に関する法律施行条例第17条の規定に基づき、区長の附属機関である標記審議会の委員について、下記のとおり委嘱した。

記

1 委員の氏名等（敬称略）

（1）区民

市野由紀	（中野区福祉団体連合会）
清水裕大	（公募）
鈴木一男	（中野区人権擁護委員）
矢島和行	（中野区町会連合会）
保田響	（公募）

（2）学識経験者

上野真裕	（弁護士）
斉藤裕樹	（明治大学教授）
丸橋透	（明治大学教授）

2 任期

2年（令和5年11月1日～令和7年10月31日）

3 主な職務

- （1）特定個人情報保護評価に関し、実施機関の諮問に基づき調査審議し、意見を述べること。
- （2）個人情報の適正な取扱いを確保するため、実施機関の諮問に基づき調査審議すること。
- （3）区における個人情報保護制度の運営状況についての報告を受けること。